

令和3年 第8回 上富田町農業委員会会議録

下記日程のとおり、上富田町農業委員会総会を招集した。

1. 開催日時 令和3年8月11日 午前9時00分～
2. 開催場所 上富田町役場 大会議室（2階）
3. 出席委員 （8名）

1番 前地 孝俊	2番 小倉 紳示	3番 森 隆
4番 田上 彰伸	5番 出羽 郁子	6番 田中 允雄
7番 山本 哲也	8番 山本 善吾	
4. 議事日程
 - 報告 第1号 農地使用貸借の合意解約通知について
 - 報告 第2号 農地改良届出について
 - 議案 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - 議案 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - 議案 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 議案 第4号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について
5. 農業委員会事務局職員 局長 吉田 忠弘 農地主事 射場 寛紀
6. 議事内容 次のとおり

開会 議長	<p>定刻になりましたので、ただいまより令和3年第8回上富田町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>定足数に達していますのでこれより会議を開催します。</p> <p>会期はただいまより午後5時までと致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p>
全員	「異議なし」。
議長	<p>ご異議なしとのことでございます。</p> <p>会期はただ今より午後5時までとさせていただきます。</p> <p>本日の署名委員さんは、1番 前地 孝俊 委員 7番 山本 哲也 会長代理 よろしくお願ひ致します。</p> <p>それでは、議事日程に従って進めてまいりたいと思います。</p> <p>-----</p>
議長	報告第1号「農地使用貸借の合意解約通知について」事務局より報告願ひます。
事務局	<p>報告第1号「農地使用貸借の合意解約通知について」</p> <p>下記の届出により農地使用貸借に伴う合意解約通知があったので報告する。</p> <p>令和3年8月11日提出 上富田町農業委員会 会長 山本 善吾</p>
	<p>番号1</p> <p>農地の所在 ○○字○○ ○○番○○ 外○○筆です。</p> <p>地目 登記簿、現況ともに「田」です。</p> <p>農振区分 農用内です。</p> <p>合計面積 1,868 m²です。</p> <p>貸付人 ○○○○氏、○○町○○ ○○番地○○です。</p> <p>借受人 ○○○○氏、○○町○○ ○○番地○○です。</p> <p>解約届出日 令和3年7月21日です。</p> <p>解約成立日 令和3年7月21日です。</p> <p>土地引渡時期 令和3年7月21日です。</p> <p>備考 梅です。</p>
	<p>番号2</p> <p>農地の所在 ○○字○○ ○○番○○です。</p>

地目 登記簿、現況ともに「田」です。
農振区分 農用外です。
面積 1,238 m²です。
貸付人 ○○○○氏、○○町○○ ○○番地○○です。
借受人 公益財団法人 和歌山県農業公社、和歌山市茶屋ノ丁 2-1 です。
解約届出日 令和3年7月23日です。
解約成立日 令和3年8月4日です。
土地引渡時期 令和3年8月4日です。
備考 水稻です。

番号3

農地の所在 ○○字○○ ○○番○○です。
地目 登記簿、現況ともに「田」です。
農振区分 農用外です。
面積 2,274 m²です。
貸付人 ○○○○氏、○○町○○ ○○番地○○です。
借受人 公益財団法人 和歌山県農業公社、和歌山市茶屋ノ丁 2-1 です。
解約届出日 令和3年7月23日です。
解約成立日 令和3年8月4日です。
土地引渡時期 令和3年8月4日です。
備考 水稻です。
以上です。

議長 それでは、報告第1号番号1につきまして、ご意見、ご質疑ございませんか。

(「異議なし。」の声あり。)

議長 異議なしとのことでございますので、報告どおりといたします。
続いて、報告第1号番号2につきまして、ご意見、ご質疑ございませんか。

(「異議なし。」の声あり。)

議長 異議なしとのことでございますので、報告どおりといたします。
続いて、報告第1号番号3につきまして、ご意見、ご質疑ございませんか。

(「異議なし。」の声あり。)

議長 異議なしとのことでございますので、報告どおりといたします。

議長

報告第2号「農地改良届出について」事務局より報告願います。

事務局

報告第2号「農地改良届出書について」

下記農地につき、農地改良届出があったので報告する。

令和3年8月11日提出 上富田町農業委員会 会長 山本 善吾

番号1

農地の所在 ○○字○○ ○○番○○です。

地目 登記簿、現況ともに「畑」です。

農振区分 農用内です。

面積 261㎡のうち19㎡です。

種別 嵩上げです。

届出者 ○○○○氏、○○町○○ ○○番地○○、○○です。

変更理由 隣接地が宅地造成するにあたり、境界部分を敷均ししたく本計画に至った
とのことです。

隣接農地はありません。

水利組合同意 ○○水利組合です。

盛土は最大0.9mです。

雨水は自然浸透とのことです。

位置図は11頁です。

以上です。

議長

それでは、報告第2号番号1につきまして、ご意見、ご質疑ございませんか。

(「異議なし。」の声あり。)

議長

異議なしとのことでございますので、報告どおりといたします。

議長

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」事務局より説明願
います。

事務局

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」

農地法第3条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議願いたい。

番号1

農地の所在 ○○字○○ ○○番○○ 外○○筆です。

地目 登記簿、現況ともに「畑」です。

農振区分 農用内です。

合計面積 703 m²です。

権利種別 3条有償移転です。

譲渡人 ○○○○氏、○○町○○ ○○番地○○です。

経営面積 明記のとおりです。

申請事由 高齢により離農するためとのことです。

譲受人 ○○○○氏、○○町○○ ○○番地○○です。

経営面積 明記のとおりです。

申請事由 農業経営規模を拡大するためとのことです。

備考欄 梅です。

番号2

農地の所在 ○○字○○ ○○番○○ 外○○筆です。

地目 登記簿、現況ともに「田」です。

農振区分 農用内です。

合計面積 1,868 m²です。

権利種別 3条有償移転です。

譲渡人 ○○○○氏、○○町○○ ○○番地○○です。

経営面積 明記のとおりです。

申請事由 農地の管理が困難であるためとのことです。

譲受人 ○○○○氏、○○町○○ ○○番地○○です。

経営面積 明記のとおりです。

申請事由 農業経営を始めたいと考えていたためとのことです。

備考欄 梅です。

補足説明します。

受付番号2の申請について、上富田町では3,000 m²以上の農地を耕作しなければ、農地を取得することはできません。

この譲受人は現在農地を耕作しておらず、この申請も下限面積3,000 m²に満たないため、許可要件を満たしておりません。

しかし今回、○○市の農業委員会に対しても、譲渡人 ○○○○氏、譲受人 ○○○○氏の同様の3条申請を提出しており、昨日総会が行われた○○市に伺ったところ、可と決定されたと確認が取れました。○○市への申請が約27,000 m²であり、上富田町

の下限面積は達成しており、また新規就農であるため営農計画書も提出されていることから、許可要件のすべてを満たしています。
以上です。

議長 それでは、議案第1号番号1につきまして、ご意見、ご質疑ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 「異議なし」とのことですので、「可」と決定してよろしいでしょうか。

全員 「異議なし」。

議長 それでは、「可」と決定いたします。
続いて、議案第1号番号2につきまして、ご意見、ご質疑ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 「異議なし」とのことですので、「可」と決定してよろしいでしょうか。

全員 「異議なし」。

議長 それでは「可」と決定いたします。

議長 議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」事務局より説明願います。

事務局 議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」
下記農地につき、農地法第4条第1項の規定による許可申請があったので審議願いたい。

令和3年8月11日提出 上富田町農業委員会 会長 山本 善吾

番号1

農地の所在 ○○字○○ ○○番○○です。

地目 登記簿、現況ともに「田」です。

面積 199 m²です。

申請人 ○○○○氏、○○町○○ ○○番地○○、○○です。

転用目的 農業用倉庫です。

施設等 1階建1棟、建築面積 21.87㎡、作業場等 177.13㎡です。

転用理由 申請人は現在所有している農業用倉庫の土地に娘の住宅を建築することから、新たな農業用倉庫が必要となり、本計画に至ったとのことです。

隣接農地は自己所有地のみです。

水利組合同意は〇〇水利組合です。

盛土は最大0.5mです。

汚水及び雑排水は発生しません。

雨水は自然浸透及び素掘り側溝を設置とのことです。

すでに埋立てが始まっていることに対して始末書が添付されているので、朗読いたします。

「私は、申請地について、平成30年11月28日相続により所有者となりました。現在、トラクター、ハーベスト、コンバイン等の農機具等を収納する農業用倉庫を所有していますが、そこに娘の住宅の増改築を計画しています。したがって、トラクター、ハーベスト、コンバイン等の農機具等を収納する農業用倉庫がなくなるため、申請地について、農機具等を収納する農業用倉庫を造作するために、農地法の許可を受けることなく、埋め立てを開始してしまいました。そのように農地法の許可を受けることなく転用したことに対して、大変ご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げますとともに、ここに申請地について、改めて農地法第4条の許可申請の手続きをいたします。また、今後、私の所有している農地については、農地法の許可を受けることなく転用することは致しません」とのことです。

位置図は12頁です。

補足説明します。

受付番号1の申請地については、農業振興地域の農用地外で、甲種、第1種、第3種農地以外の農地であり、中山間に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。

また、書類を精査したところ、農地法第4条第6項の各号の許可できない基準には、該当していないため、許可の基準要件のすべてを満たしています。

精査内容は、「資力・信用」「計画面積の妥当性や土地の利用見込み」「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」「転用行為の確実性」「関係機関との協議進捗状況」また、「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」などを見ても問題はなく、許可要件のすべてを満たしています。

以上です。

議長

それでは、現地調査の結果報告をお願いします。

6番

6番 田中、現地調査の結果を報告します。

議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」

番号1 農地の所在 ○○字○○ ○○番○○ 面積199㎡です。

地目は、登記簿、現況ともに「田」です。

転用目的は、農業用倉庫です。

申請人は現在所有している農業用倉庫の土地に娘の住宅を建築することから、新たな農業用倉庫が必要となり、本計画に至ったとのことです。

隣接農地は自己所有地のみです。

水利組合の同意があります。

盛土は最大0.5mです。

汚水及び雑排水は発生しません。

雨水は自然浸透、及び素掘り側溝を設置とのこと。

始末書が添付されているため、現地では可としています。

以上です。

議長

ありがとうございました。

それでは、議案第2号番号1につきまして、ご意見、ご質疑ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長

「異議なし」とのことですので、「可」と決定してよろしいでしょうか。

全員

「異議なし」。

議長

それでは、「可」と決定いたします。

議長

議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」事務局より説明願います。

事務局

議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」

下記農地につき、農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので審議願いたい。

令和3年8月11日提出 上富田町農業委員会 会長 山本 善吾

番号1

農地の所在 ○○字○○ ○○番○○ 外○○筆です。

地目 登記簿、現況ともに「田」及び「畑」です。

合計面積 1,740 m²です。

権利種別 所有権移転です。

譲渡人 ○○○○氏、○○町○○ ○○番地○○、○○です。

譲受人 ○○○○、○○町○○ ○○番地○○、○○です。

転用目的 分譲住宅です。

施設等 2階建5棟、建築面積 231.85 m²、道路及び駐車場等 1,508.15 m²です。

転用理由 譲渡人は高齢により農地の管理が困難となっていたところ、上富田町内で住宅用地を探していた譲受人と話がまとまり、本申請に至ったとのことです。

隣接農地は○○○○氏です。

水利組合同意は○○水利組合です。

盛土は最大1.4mです。

汚水及び雑排水は4棟は浄化槽を設置、1棟は公共下水道へ接続。

雨水は敷地内に側溝を設置し、既設水利へ放流とのことです。

位置図は13頁です。

番号2

農地の所在 ○○字○○ ○○番○○です。

地目 登記簿は「畑」、現況は「休耕畑」です。

面積 554 m²です。

権利種別 所有権移転です。

譲渡人 ○○○○氏、○○町○○ ○○番地○○、○○です。

譲受人 ○○○○氏、○○町○○ ○○番地○○、○○です。

転用目的 一般個人住宅です。

施設等 1階建1棟、建築面積 105 m²、駐車場等 449 m²です。

転用理由 譲渡人は以前より当該地を休耕していた。譲受人は上富田町内で住宅用地を探しており、譲渡人に申し出たところ話がまとまり、本申請に至ったとのことです。

隣接農地は○○○○氏、○○○○氏です。

水利組合同意は○○水利組合です。

切土・盛土はありません。

汚水及び雑排水は農業集落排水へ接続。

雨水は勾配により既設水利へ放流とのことです。

位置図は14頁です。

番号3

農地の所在 ○○字○○ ○○番○○です。

地目 登記簿、現況ともに「田」です。

面積 343 m²です。

権利種別 所有権移転です。

譲渡人 ○○○○氏、○○町○○ ○○番地○○、○○です。

譲受人 ○○○○、○○町○○ ○○番地○○、○○です。

転用目的 駐車場です。

施設等 露天駐車場 343 m²です。

転用理由 譲渡人は相続により取得した当該地を持って余っていた。譲受人は当該地周辺で大型商業施設への貸駐車場用地を探しており、譲渡人と話がまとまり、本申請に至ったとのことです。

隣接農地は○○○○氏です。

水利組合同意は○○水利組合です。

盛土は最大0.2mです。

汚水及び雑排水は発生しません。

雨水は自然浸透とのことです。

位置図は15頁です。

番号4

農地の所在 ○○字○○ ○○番○○です。

地目 登記簿は「田」、現況は「畑」です。

面積 735 m²です。

権利種別 所有権移転です。

譲渡人 ○○○○氏、○○町○○ ○○番地○○、○○です。

譲受人 ○○○○氏、○○町○○ ○○番地○○、○○です。

転用目的 資材置場及び駐車場です。

施設等 露天資材置き場及び駐車場 735 m²です。

転用理由 譲渡人は相続により取得した当該地の管理が困難となっていた。譲受人は自身が経営している会社周辺で資材置場・駐車場用地を探しており、譲渡人と話がまとまり、本申請に至ったとのことです。

隣接農地は○○○○氏、○○○○氏です。

水利組合同意は○○水利組合です。

盛土は最大2mです。

汚水及び雑排水は発生しません。

雨水は勾配により既設水利へ放流とのことです。

位置図は16頁です。

番号5

農地の所在 ○○字○○ ○○番○○です。

地目 登記簿、現況ともに「畑」です。

面積 335 m²です。

権利種別 所有権移転です。

譲渡人 ○○○○氏、○○町○○ ○○番地○○、○○です。

譲受人 ○○○○氏、○○町○○ ○○番地○○、○○です。

転用目的 駐車場です。

施設等 露天駐車場 335 m²です。

転用理由 譲受人は近隣に居住しており、駐車場が不足していたため譲渡人に申し出たところ話がまとまり、本申請に至ったとのことです。

隣接農地はありません。

該当水利組合はありません。

切土・盛土はありません。

汚水及び雑排水は発生しません。

雨水は自然浸透とのことです。

位置図は 17 頁です。

番号 6

農地の所在 ○○字○○ ○○番○○ 外○○筆です。

地目 登記簿は「田」、現況は「休耕田」です。

合計面積 1,952 m²です。

権利種別 賃貸借です。

貸付人 ○○○○氏、○○町○○ ○○番地○○、○○です。

借受人 ○○○○、○○町○○ ○○番地○○、○○です。

転用目的 作業場です。

施設等 梅加工作業場 12,744 m²の一部で、番号⑥～⑩及び転用許可済み農地と一体での転用です。

転用理由 貸付人は農地の管理が困難となっていたところ、上富田町内で梅の加工作業場を探していた借受人と話がまとまり、本申請に至ったとのことです。

隣接農地同意は同一転用申請者のみです。

水利組合同意は○○水利組合です。

盛土は最大 1.54m です。

汚水及び雑排水は発生しません。

雨水は既設の水田用排水口から既設水利へ放流とのことです。

位置図は 18 頁です。

番号 7

農地の所在 ○○字○○ ○○番○○ 外○○筆です。

地目 登記簿は「田」、現況は「休耕田」及び「休耕畑」です。

合計面積 4,156 m²です。

権利種別 賃貸借です。

貸付人 ○○○○氏、○○町○○ ○○番地○○、○○です。
以降は前号と同じです。

番号8

農地の所在 ○○字○○ ○○番○○です。

地目 登記簿は「田」、現況は「休耕田」です。

面積 1,115 m²です。

権利種別 賃貸借です。

貸付人 ○○○○氏、○○町○○ ○○番地○○、○○です。

以降は前号と同じです。

番号9

農地の所在 ○○字○○ ○○番○○です。

地目 登記簿は「田」、現況は「休耕田」です。

面積 1,688 m²です。

権利種別 賃貸借です。

貸付人 ○○○○氏、○○町○○ ○○番地○○、○○です。

以降は前号と同じです。

番号10

農地の所在 ○○字○○ ○○番○○です。

地目 登記簿は「田」、現況は「休耕田」です。

面積 980 m²です。

権利種別 賃貸借です。

貸付人 ○○○○氏、○○町○○ ○○番地○○、○○です。

以降は前号と同じです。

補足説明します。

受付番号1～5番の申請地については、農業振興地域の農用地外で、甲種、第1種、第3種農地以外の農地であり、中山間に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。

受付番号6～10番の申請地については、過去に農業公共投資をされている第1種農地であり原則転用できませんが、転用目的が農業用施設であり、農地法施行令第4条第1項第2号イの例外規定に該当するため、転用可能と判断しました。

また、書類を精査したところ、農地法第5条第2項の各号の許可できない基準には、該当していないため、許可の基準要件のすべてを満たしています。

精査内容は、「資力・信用」「計画面積の妥当性や土地の利用見込み」「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」「転用行為の確実性」「関係機関との協議進捗状況」ま

た、「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」などを見ても問題はなく、許可要件のすべてを満たしています。

以上です。

議長

それでは、現地調査の結果報告をお願いします。

6 番

6 番 田中、現地調査の結果を報告します。
議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」

一体の転用については、まとめて報告いたします。

番号 1 農地の所在 ○○字○○ ○○番○○ 外○○筆 合計面積 1,740 m²です。
地目は、登記簿、現況は「田」及び「畑」です。

転用目的は、分譲住宅です。

農地の管理が困難となっていた譲渡人と、住宅用地を探していた譲受人とのあいだで話がまとまり、本申請に至ったとのことです。

隣接農地の同意は得ており、水利組合の同意もあります。

盛土は最大 1.4m です。

汚水及び雑排水は 4 棟は浄化槽を設置、1 棟は公共下水道へ接続です。

雨水は敷地内に側溝を設置し、既設水利へ放流とのことです。

よって、現地では可としています。

番号 2 農地の所在 ○○字○○ ○○番○○ 面積 554 m²です。

地目は、登記簿は「畑」、現況は「休耕畑」です。

転用目的は、一般個人住宅です。

以前より当該地を休耕していた譲渡人と、住宅用地を探していた譲受人とのあいだで話がまとまり、本申請に至ったとのことです。

隣接農地の同意は得ており、水利組合の同意もあります。

切土・盛土はありません。

汚水及び雑排水は農業集落排水へ接続です。

雨水は勾配により既設水利へ放流とのことです。

よって、現地では可としています。

番号 3 農地の所在 ○○字○○ ○○番○○ 面積 343 m²です。

地目は、登記簿、現況ともに「田」です。

転用目的は、駐車場です。

当該地を持って余していた譲渡人と、大型商業施設への貸駐車場用地を探していた譲受人とのあいだで話がまとまり、本申請に至ったとのことです。

隣接農地の同意は得ており、水利組合の同意もあります。

盛土は最大0.2mありません。
汚水及び雑排水は発生しません。
雨水は自然浸透とのことです。
よって、現地では可としています。

番号4 農地の所在 ○○字○○ ○○番○○ 面積735㎡です。
地目は、登記簿は「田」、現況は「畑」です。
転用目的は、資材置場及び駐車場です。

農地の管理が困難となっていた譲渡人と、自身の会社周辺で資材置場・駐車場用地を探していた譲受人とのあいだで話がまとまり、本申請に至ったとのことです。

隣接農地の同意は得ており、水利組合の同意もあります。
盛土は最大2mです。
汚水及び雑排水は発生しません。
雨水は勾配により既設水利へ放流とのことです。
よって、現地では可としています。

番号5 農地の所在 ○○字○○ ○○番○○ 面積335㎡です。
地目は、登記簿、現況ともに「畑」です。
転用目的は、駐車場です。

譲受人は駐車場が不足していたため、譲渡人に申し出たところ話がまとまり、本申請に至ったとのことです。

隣接農地、該当水利組合ともにありません。
切土・盛土もありません。
汚水及び雑排水は発生しません。
雨水は自然浸透とのことです。
よって、現地では可としています。

番号6から10 農地の所在 ○○字○○ ○○番○○ 外○○筆 合計面積9,891㎡です。

地目は、登記簿は「田」、現況は「休耕田」及び「休耕畑」です。
転用目的は、作業場です。

農地の管理が困難となっていた貸付人らと、梅の加工作業場を探していた借受人とのあいだで話がまとまり、本申請に至ったとのことです。

隣接農地の同意は得ており、水利組合の同意もあります。
盛土は最大1.54mです。
汚水及び雑排水は発生しません。

雨水は敷地内に側溝を設置、及び既設の水田用排水口から既設水利へ放流とのことです。

よって、現地では可としています。
以上です。

議長 ありがとうございます。
それでは、議案第3号番号1につきまして、ご意見、ご質疑ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 「異議なし」とのことですので、「可」と決定してよろしいでしょうか。

全員 「異議なし」。

議長 それでは、「可」と決定いたします。
続いて、議案第3号番号2につきまして、ご意見、ご質疑ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 「異議なし」とのことですので、「可」と決定してよろしいでしょうか。

全員 「異議なし」。

議長 それでは、「可」と決定いたします。
続いて、議案第3号番号3につきまして、ご意見、ご質疑ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 「異議なし」とのことですので、「可」と決定してよろしいでしょうか。

全員 「異議なし」。

議長 それでは、「可」と決定いたします。
続いて、議案第3号番号4につきまして、ご意見、ご質疑ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 「異議なし」とのことですので、「可」と決定してよろしいでしょうか。

全員 「異議なし」。

議長

それでは、「可」と決定いたします。
続いて、議案第3号番号5につきまして、ご意見、ご質疑ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長

「異議なし」とのことですので、「可」と決定してよろしいでしょうか。

全員

「異議なし」。

議長

それでは、「可」と決定いたします。
続いて、議案第3号番号6から10については一体の転用であるため、一括で審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全員

「異議なし」。

議長

それでは、議案第3号番号6から10につきまして、ご意見、ご質疑ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長

「異議なし」とのことですので、「可」と決定してよろしいでしょうか。

全員

「異議なし」。

議長

それでは、「可」と決定いたします。

議長

議案第4号「農地転用許可後の事業計画変更承認申請について」事務局より説明願います。

事務局

議案第4号「農地転用許可後の事業計画変更承認申請について」
農地法第5条第1項の規定により、下記農地の許可後の事業計画変更申請があったので審議願いたい。

令和3年8月11日提出 上富田町農業委員会 会長 山本 善吾

番号1

農地の所在 ○○字○○ ○○番○○ 外○○筆です。

地目 登記簿は「田」、現況は「休耕田」です。

合計面積 2,853 m²です。

申請人 ○○○○、○○町○○ ○○番地○○、○○です。

転用目的 作業場です。

施設等 梅加工作業場 議案第3号番号⑥～⑩と一体での転用です。

変更申請理由 当初は当該地のみ先行して工事に着手する計画であったが、他法令の申請も順調に進んでいるため、一体で工事にかかることとなった。それに伴い、計画図面も変更することとなったとのことです。

主な変更箇所 盛土を最大1.54mとし、公衆用道路と同じ高さにすることで、車でそのまま乗り入れできるようにする。また、梅漬樽置場を奥の○○番○○の土地のみとし、その他はビニールハウス及び作業場とするとのことです。

位置図は18頁です。

議長 それでは、議案第4号番号1につきまして、ご意見、ご質疑ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 「異議なし」とのことですので、「可」と決定してよろしいでしょうか。

全員 「異議なし」。

議長 それでは、「可」と決定いたします。

議長 提出された議案が全て終わりましたが、何かございませんか。

(「なし」の声あり。)

議長 ないということですので、農業委員会の総会を閉会したいと思います。

閉会

議長 令和3年8月11日

この議事録については、事務局 射場 寛紀が記録した。

会 長 _____

署名委員

1番

7番

※署名については、別紙原本にて行っています。